

○東京海洋大学授業料等免除及び徴収猶予取扱規則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、東京海洋大学学則（以下「学則」という。）第64条第2項の規定に基づき、授業料及び寄宿料の免除並びに授業料の徴収猶予（月割分納を含む。）の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

(対象)

第2条 この規則の適用を受ける者は、東京海洋大学の学部、大学院、水産専攻科及び乗船実習科の学生（科目等履修生、聴講生及び研究生等を除く。）とする。

第2章 授業料の免除

(経済的理由による免除)

第3条 前条の適用者が次の各号の一に該当する場合は、本人の申請に基づき、授業料を免除することができる。

- 一 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号）及び大学等における修学の支援に関する法律施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「修学支援法等」という。）に基づき、認定を受けた場合
- 二 経済的理由によって授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合

(免除の申請)

第4条 前条の規定により授業料の免除を受けようとする者は、所定の申請書を学長に提出しなければならない。

2 第3条第2号による場合は、所定の申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、学長に提出しなければならない。

- 一 家庭調書
 - 二 所得に関する証明書（市区町村長発行のもの）
 - 三 その他本学が必要と認める書類
- 3 前条に掲げる免除は重複して申請をすることはできない。

(免除の許可)

第5条 授業料の免除は、前条の申請があった者について、学生支援委員会の議を経て学長が許可する。

- 2 授業料の免除の許可は、学則第60条第1項に基づき年度を2期に区分し、当該期ごとに行う。
- 3 第3条第2号による授業料免除の総額は、当該年度ごとに学長が定める額の範囲内とする。

(免除の額)

第6条 授業料の免除の額は、原則として各期分の授業料について、その全額、2/3、半額又は1/3とする。

(死亡災害等による免除)

第7条 次の各号の一に該当する特別な事情により授業料の納付が著しく困難であると認められる場合は、当該事由の発生した日の属する期の翌期に納付すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由発生の際が当該期の授業料の納期限以前であり、かつ、当該学生が当該期分の授業料を納付していない場合においては、当該期分の授業料も免除することができる。

- 一 授業料の各期ごとの納期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する期分の免除に係る場合は入学前1年以内）において、学生の学資を主として負担している者（以下「学資負担者」という。）が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合
- 二 前号に準ずる者であって、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項の規定による授業料の免除については、第4条から第6条までの規定を準用する。

(休学による免除)

第8条 学生が休学を許可され、かつ、次の各号の一に該当する場合は、月割計算により休学を開始した日の属する月の翌月から復学した日の属する月の前月までの授業料の全額を免除する。ただし、休学を開始した日が月の初日である場合にあつては、休学を開始した月から免除する。

- 一 休学を開始した日が、前期については5月1日以前、後期については11月1日以前である場合

- 二 徴収猶予（月割分納を含む。）の許可を受けている場合
- 三 修学支援法等に基づく認定により、減免の許可を受けている場合

（徴収猶予中の退学による免除）

第9条 授業料の徴収猶予を許可されている者が、願い出により退学を許可された場合は、月割計算により退学の翌月以降に納付すべき授業料の全額を免除する。

（除籍による免除）

第10条 学生が次の各号の一に該当する場合は、未納の授業料の全額を免除することができる。

- 一 死亡又は行方不明により除籍された場合
- 二 入学科又は授業料の未納を理由に除籍された場合

（免除の許可の取消し又は停止）

第11条 授業料の免除を許可された者について、次の各号の一に該当する場合、学長は、学生支援委員会の議を経て許可の取り消し又は停止を行う。

- 一 許可の決定後免除の理由が消滅した場合
 - 二 修学支援法等に基づき、認定を受けた者について、認定の取り消し又は効力の停止が行われた場合
- 2 前項第1号の規定により許可が取り消された場合は、免除された期の授業料の額を当該期の月数で除して得た額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）に、取り消された日の翌月から当該期の終わりの月までの月数を乗じて得た額を、取り消された日の属する月に納付するものとする。
- 3 第1項第2号の規定により許可の取り消し又は停止が行われた場合は、取り消しにより認定の効力が失われた期間、又は停止により認定の効力の停止が行われた期間における授業料の額（その額に10円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。）を、許可の取り消し又は停止が行われた日の属する月に納付するものとする。
- 4 虚偽の事実の発見により取り消された場合にあっては、取り消された日の属する月に免除された授業料の全額を納付するものとする。

第3章 授業料の徴収猶予及び月割分納

（徴収の猶予）

第12条 学生が次の各号の一に該当する場合は、願い出により授業料の徴収を猶予することができる。

- 一 経済的理由によって納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- 二 学生又は学資負担者が災害を受け、授業料の納付が困難であると認められる場合
- 三 行方不明の場合
- 四 その他やむを得ない事情があると認められる場合

（徴収猶予の申請）

第13条 前条の規定により授業料の徴収猶予を受けようとする者は、所定の申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

- 一 家庭調書
- 二 その他本学が必要と認める書類

（徴収猶予の期限）

第14条 徴収猶予の期限は、前期分にあつては8月末日、後期分にあつては翌年2月末日とする。

（月割分納）

第15条 第12条第1号、第2号又は第4号に該当する者であつて、特別の事情があると認められる場合は、願い出により、授業料の月割分納を許可することがある。

（月割分納の申請）

第16条 前条の規定により授業料の月割分納の許可を受けようとする者は、所定の申請書に次の各号に掲げる書類を添付して、所定の期日までに学長に提出しなければならない。

一 家庭調査

二 その他本学が必要と認める書類

(月割分納の額及び納付期限)

第17条 月割分納の額は、授業料年額の12分の1に相当する額とし、毎月末日までに納付するものとする。ただし、月割分納中において、休学、退学する場合には当該手続開始日の前日までに残りの月割分納額を一括して納付するものとする。また前期は8月末日までに8月分及び9月分を、後期は2月末日までに2月分及び3月分を、併せて納付するものとする。

(徴収猶予及び月割分納の許可)

第18条 授業料の徴収猶予及び月割分納(以下「徴収猶予等」という。)の許可については、第5条の規定を準用する。

(徴収猶予等の許可の取消し)

第19条 徴収猶予等を許可された者について、許可の決定後徴収猶予等の理由が消滅したときは、学長は、学生支援委員会の議を経て許可を取り消す。

2 前項の規定により許可が取り消された場合は、取り消された日の属する月に、授業料の全額(月割分納にあつては、第17条の額に取り消された日の属する月から当該期の終わりの月までの月数を乗じて得た額)を徴収するものとする。

(申請期間中の徴収猶予)

第20条 授業料の免除若しくは徴収猶予又は月割分納(以下「免除等」という。)を申請した者に係る授業料は、免除等を許可し、又は不許可とするまでの間は、その徴収を猶予する。

(免除の不許可等に係る授業料の納付)

第21条 授業料の免除を許可されなかった者又は一部免除を許可された者は、前期分にあつては8月末日、後期分にあつては翌年2月末日までに、納付すべき授業料を納付しなければならない。

第4章 寄宿料の免除

(災害による免除)

第22条 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合は、学長は、災害の発生した日の属する月の翌月から起算して6月間の範囲内において、必要と認める期間に納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。

2 前項の期間が翌年度にわたる場合は、災害発生 of 年度内に限り免除することができるものとし、翌年度も引き続き免除を必要とするときは、年度当初において残りの期間分について改めて免除することができる。

(免除の申請)

第23条 前条の規定により寄宿料の免除を受けようとする者は、所定の申請書に第4条各号に掲げる書類を添付して学長に提出しなければならない。ただし、前条第2項の規定により翌年度も引き続き免除を受けようとする者は、免除の申請を改めて行わなければならない。

(免除の許可)

第24条 寄宿料の免除の許可については、第5条の規定を準用する。

(除籍による免除)

第25条 学生が第10条の各号の一に該当する場合は、未納の寄宿料の全額を免除することができる。

(申請期間中の徴収猶予)

第26条 寄宿料の免除を申請した者に係る寄宿料の徴収猶予については、第20条の規定を準用する。

第5章 その他

(選考の基準)

第27条 授業料等の免除、徴収猶予及び月割分納の選考基準に関し必要な事項は、別に定める。

附 則（略）

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 第4条第3項の規定に関わらず、第3条第1号に該当する者のうち、令和元年度以前（編入学生については、2年次編入は令和2年度、3年次編入は令和3年度以前）に入学した者については、第3条第1号及び第2号による免除を重複して申請することができることとし、免除の額は、第3条第1号又は第2号に基づき決定した額を比較し、いずれか高い額とする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。